

議員提出議案第10号

保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書の
提出について

上記の議案を別紙のとおり琴浦町議会会議規則第14条第1項及び第2
項の規定により提出する。

令和5年6月21日 提出

| | | |
|-----|---------|------|
| 提出者 | 琴浦町議会議員 | 澤田豊秋 |
| 賛成者 | 同 | 谷田順子 |
| | 同 | 前田智章 |
| | 同 | 小椋正和 |
| | 同 | 押本昌幸 |
| | 同 | 田中肇 |
| | 同 | 金光敦 |

令和5年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書

子どもは、他の何ものにも代えることのできない大切な存在です。しかし、近年、公立・私立に関わらず保育施設において、子どもの尊い命が失われるという事態が生じています。もはや子どもの命と安全が危機的な状況にあると言わざるを得ません。

保育施設での重大事故は、保育士や事務職員等の人員不足が大きな原因であることは明らかです。

保育所待機児童問題が発生し、保育施設が急増した一方で、仕事に比べて処遇が低いことで人が集まらず人員不足が一層深刻化しており、一人ひとりの保育士の努力では限界にきています。

コロナ禍の中、保育の質の維持・向上に神経を使い、心をすり減らしながら精一杯働く保育士等職員が疲弊し職場を去ることのないよう、適切な配置基準に改善することとあわせて、安心して働き続けることのできる処遇に速やかに改善することが必要です。子どもの命と安全を守ることができずに輝かしい未来は存在しません。

保育士の保育施設配置基準を少なくとも先進国並みの配置基準に改善すべく、政府に対し、次の通り求めます。

記

1. 保育施設の配置基準を OECD 先進国並みの配置基準に改善すること。
2. 保育施設・学童保育施設等職員の処遇を改善し、標準的な労働者の年収を確保するための予算を措置すること。また、正規職員としての就労を希望する非正規職員の正規化および会計年度任用職員の雇用安定を促すための支援策を講じること。
3. 保育施設・学童保育施設で働く職員の人員確保策を迅速に策定・実施すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和 5 年 6 月 2 1 日

鳥取県東伯郡琴浦町議会

【送付先】

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

文部科学大臣

内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策）